

国官会第 23758 号
国官技第 376 号
国営計第 213 号
国営整第 171 号
国港総第 749 号
国港技第 112 号
国北予第 74 号
令和 4 年 3 月 30 日

各 地 方 整 備 局 長 殿
北 海 道 開 発 局 長 殿
国 土 地 理 院 長 殿
国土技術総合研究所長 殿

大臣官房長
(公印省略)

「一般競争入札方式の実施について（平成 6 年 6 月 21 日付け
建設省厚発第 260 号）」等の一部改正について

工事及び建設コンサルタント業務等の入札・契約手続きについては、「一般競争入札方式の実施について（平成 6 年 6 月 21 日付け建設省厚発第 260 号）」等の工事又は業務等に係る通知をもって運用しているところである。今般、当該通知を下記のとおり改正し、令和 4 年 4 月 1 日から適用することとしたので、通知する。

記

（一般競争入札方式の実施についての一部改正）

- 1 一般競争入札方式の実施について（平成 6 年 6 月 21 日付け建設省厚発第 260 号）の一部を次のように改正する。

記 1 中「6 億 9 千万円」を「基準額（「工事又は業務等に係る通知等における基準額について」（令和 4 年 3 月 30 日付け国官会第 23759 号、国官技第 377 号、国営管第 848 号、国営計第 214 号、国営整第 172 号、国港総第 750 号、国港技第 111 号、国北予第 75 号）記 1 に定める額をいう。）」に改める。

（公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続についての一部改正）

- 2 公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について（平成 6 年 6 月 21 日付け建設省厚発第 270 号、建設省技調発第 136 号、建設省営建発第 25 号）の一部を次のように改正する。

記1中「予定価格が6,900万円」を「予定価格が基準額（「工事又は業務等に係る通知等における基準額について」（令和4年3月30日付け国官会第23759号、国官技第377号、国営管第848号、国営計第214号、国営整第172号、国港総第750号、国港技第111号、国北予第75号）記2に定める額をいう。以下同じ。）」に改め、「合計額が6,900万円」を「合計額が基準額」に改める。

（公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続についての一部改正）

- 3 公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続について（平成6年6月21日付け建設省厚発第271号、建設省技調発第137号）の一部を次のように改正する。

記1中「6,900万円」を「基準額（「工事又は業務等に係る通知等における基準額について」（令和4年3月30日付け国官会第23759号、国官技第377号、国営管第848号、国営計第214号、国営整第172号、国港総第750号、国港技第111号、国北予第75号）記2に定める額をいう。）」に改める。

（簡易公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続についての一部改正）

- 4 簡易公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について（平成8年9月26日付け建設省厚契発第38号、建設省技調発第169号、建設省営建発第92号）の一部を次のように改正する。

記1中「予定価格が5,000万円以上6,900万円」を「予定価格が5,000万円以上基準額（「工事又は業務等に係る通知等における基準額について」（令和4年3月30日付け国官会第23759号、国官技第377号、国営管第848号、国営計第214号、国営整第172号、国港総第750号、国港技第111号、国北予第75号）記2に定める額をいう。以下同じ。）」に改め、「合計額が5,000万円以上6,900万円」を「合計額が5,000万円以上基準額」に改める。

（簡易公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続についての一部改正）

- 5 簡易公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続について（平成8年9月26日付け建設省厚契発第39号、建設省技調発第170号）の一部を次のように改正する。

記1中「6,900万円」を「基準額（「工事又は業務等に係る通知等における基準額について」（令和4年3月30日付け国官会第23759号、国官技第377号、国営管第848号、国営計第214号、国営整第172号、国港総第750号、国港技第111号、国北予第75号）記2に定める額をいう。）」に改める。

(建設コンサルタント業務等の入札・契約手続の運用についての一部改正)

- 6 建設コンサルタント業務等の入札・契約手続の運用について（平成 12 年 12 月 6 日付け建設省厚契発第 43 号、建設省技調発第 191 号、建設省営建発第 70 号）の一部を次のように改正する。

別紙 1 の 2 を以下のとおり改める。

2 予定価格に応じた分類

(1) プロポーザル方式

(総合評価型、技術者評価型)

(万円)		
基準額	公募型	標準
5,000	簡易公募型	
	政府調達協定 その他の国際 約束の対象業 務	対象外 業務

(2) 競争入札方式

(万円)		
基準額	公募型	簡易公募型 に準じた方式
5,000	簡易公募型	
	政府調達協定 その他の国際 約束の対象業 務	指名競争 対象外 業務

※基準額 「工事又は業務等に係る通知等における基準額について」(令和4年3月30日付け国官会第23759号、国官技第377号、国営管第848号、国営計第214号、国営整第172号、国港総第750号、国港技第111号、国北予第75号)記2に定める額をいう。

(一般競争入札方式の拡大についての一部改正)

- 7 一般競争入札方式の拡大について(平成17年10月7日付け国地契第80号)の一部を次のように改正する。

記1(1)中「予定価格が6億9千万円以上の工事」を「「一般競争入札方式の実施について」(平成6年6月21日付け建設省厚発第260号)記1の対象工事」に改める。

(工事に係る発注の見通しに関する事項の公表における工事発注規模の公表の試行についての一部改正)

- 8 工事に係る発注の見通しに関する事項の公表における工事発注規模の公表の試行について(平成19年4月12日付け国地契第2号、国官技第18-2号、国営計第3-4号)の一部を次のように改正する。

別紙を以下のとおり改める。

(別紙)

一般土木工事及び建築工事等（右欄に掲げる工事を除く工事）	アスファルト舗装工事、鋼橋上部工事、電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事
3,000 万円未満	3,000 万円未満
3,000 万円以上 6,000 万円未満	3,000 万円以上 5,000 万円未満
6,000 万円以上 1 億円未満	5,000 万円以上 8,000 万円未満
1 億円以上 2 億円未満	8,000 万円以上 1 億 2,000 万円未満
2 億円以上 3 億円未満	1 億 2,000 万円以上 2 億円未満
3 億円以上 基準額未満	2 億円以上 3 億円未満
基準額以上 15 億円未満	3 億円以上 基準額未満
15 億円以上 30 億円未満	基準額以上 10 億円未満
30 億円以上 50 億円未満	10 億円以上 20 億円未満
50 億円以上	20 億円以上

※基準額 「工事又は業務等に係る通知等における基準額について」（令和 4 年 3 月 30 日付け国官会第 23759 号、国官技第 377 号、国営管第 848 号、国営計第 214 号、国営整第 172 号、国港総第 750 号、国港技第 111 号、国北予第 75 号）記 1 に定める額をいう。

（随意契約の見直しに伴う建設コンサルタント業務等の発注についての一部改正）

9 随意契約の見直しに伴う建設コンサルタント業務等の発注について（平成 20 年 1 月 23 日付け国地契第 54 号、国官技第 257 号、国営整第 145 号）の一部を次のように改正する。

記 1 ①イ中「6,900 万円」を「基準額（「工事又は業務等に係る通知等における基準額について」（令和 4 年 3 月 30 日付け国官会第 23759 号、国官技第 377 号、国営管第 848 号、国営計第 214 号、国営整第 172 号、国港総第 750 号、国港技第 111 号、国北予第 75 号）記 2 に定める額をいう。以下同じ。））」に、「政府調達に関する協定（平成 7 年条約第 23 号）付属書」を「政府調達に関する協定（平成 7 年条約第 23 号）付属書」に、「付表 4」を「付表 5」に改め、同①ロ中「6,900 万円」を「基準額」に改め、同②中「6,900 万円」を「基準額」に改める。

記 3 ①ロ中「政府調達協定付属書」を「政府調達協定付属書」に、「付表 4」

を「付表 5」に改める。

(簡易公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続における対象業務の拡大についての一部改正)

- 10 簡易公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続における対象業務の拡大について（平成 20 年 1 月 23 日付け国地契第 55 号、国官技第 258 号、国営整第 146 号）の一部を次のように改正する。

記 1 中「6,900 万円」を「基準額（「工事又は業務等に係る通知等における基準額について」（令和 4 年 3 月 30 日付け国官会第 23759 号、国官技第 377 号、国営管第 848 号、国営計第 214 号、国営整第 172 号、国港総第 750 号、国港技第 111 号、国北予第 75 号）記 2 に定める額をいう。以下同じ。））」に改める。

記 2 (1) 中「6,900 万円」を「基準額」に改め、同 (2) 中「政府調達に関する協定（平成 7 年条約第 23 号）付属書」を「政府調達に関する協定（平成 7 年条約第 23 号）付属書」に、「付表 4」を「付表 5」に改める。

(入札保証金の取扱いに関する試行についての一部改正)

- 11 入札保証金の取扱いに関する試行について（平成 24 年 3 月 19 日付け国官会第 3186－2 号、国地契第 91 号、国北予第 36 号）の一部を次のように改正する。

記 2 中「6 億 9 千万円」を「基準額（「工事又は業務等に係る通知等における基準額について」（令和 4 年 3 月 30 日付け国官会第 23759 号、国官技第 377 号、国営管第 848 号、国営計第 214 号、国営整第 172 号、国港総第 750 号、国港技第 111 号、国北予第 75 号）記 1 に定める額をいう。））」に改める。

(直轄事業における復旧・復興工事のための共同企業体の当面の取扱いについての一部改正)

- 12 「直轄事業における復旧・復興工事のための共同企業体の当面の取扱いについて」（平成 24 年 3 月 29 日付け国地契第 105 号、国官技第 368 号、国営計第 120 号、国港総第 755 号、国港技第 152 号）の一部を次のように改正する。

記 1. 中「6.9 億円」を「基準額（「工事又は業務等に係る通知等における基準額について」（令和 4 年 3 月 30 日付け国官会第 23759 号、国官技第 377 号、国営管第 848 号、国営計第 214 号、国営整第 172 号、国港総第 750 号、国港技第 111 号、国北予第 75 号）記 1 に定める額をいう。））」に改める。